

規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十七人」を「二十人」に改める。

第七条第一項の表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 意見聴取 部会	児童福祉法第十一条第二号りに規定する児童の意見又は 意向に関する事項
--------------	---------------------------------------

第十一条中「及び第八条から前条まで」を「、第八条及び前条」に改める。

第十二条中「、福祉部少子政策課」を「、福祉部子ども政策課」に改め、同条ただし書中「児童養護部会」の下に「及び意見聴取部会」を加え、「福祉部少子政策課」を「福祉部子ども支援課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和七年五月二十六日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、同日までとする。